



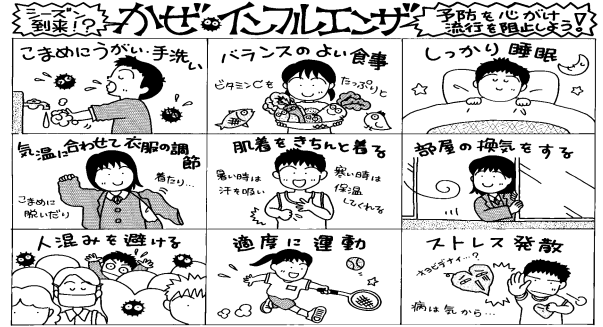
保健だより

－ インフルエンザ特集 R5 －

季節外れのインフルエンザ 新型コロナと 同時流行に注意 !!

季節性インフルエンザは、毎年11月から12月に流行が始まり春には収束していきますが、今年は例年になく9月から流行しています。インフルエンザは新型コロナと同様に、強い感染力を持ち感染者のせきやくしゃみなどでウイルスが飛び散り、それを吸い込むことによって感染するほか、ウイルスが付着した手で口や鼻の粘膜を触ることで感染します。インフルエンザはかぜとは違い、38℃を超えるような急な発熱や関節の痛みなどがあるのが特徴です。

感染予防として換気、消毒、距離、必要な場面でのマスクの着用が有効です。急な発熱、せきやのどの痛みなどインフルエンザのような症状のある人は、なるべく早く医療受診をしましょう。これから本来の流行時期を迎えるにあたり、インフルエンザと新型コロナ両方への対策が、より一層必要となります。



－ 学校保健安全法による、インフルエンザの出席停止期間の基準 －

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで登校できません。

※ 発症の翌日から、最低5日間は登校不可で、自宅で安静にしてください。

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
〈例1〉 発症後2日目に解熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内 登校不可	登校可能	
〈例2〉 発症後4日目に解熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。またインフルエンザでは、一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。出席停止期間に従い、発熱などの症状がなくなっても、しばらくの間は感染力が続くと言われているので、人にうつさないためにも自宅で安静にしてください。



インフルエンザは出席停止

インフルエンザは、学校保健安全法第19条により、本人の休養と他人への蔓延や流行を防ぐために出席停止扱いになります。医師よりインフルエンザと診断された場合は、登校許可があるまで学校を休み、家庭でゆっくり療養しましょう。

毎朝、自宅で検温等の健康観察を行い、体調が悪い場合は、無理をして登校しないようにしてください。